
品川区強靱化計画

令和4年3月
品 川 区

目 次

1. 計画の基本事項	1
1.1 背景	1
1.2 位置づけ.....	1
1.3 期間	2
2. 品川区の地域特性.....	3
2.1 地勢	3
2.2 気象	4
2.3 人口	4
2.4 土地利用.....	5
2.5 産業	7
2.6 交通	7
3. 計画の目標	9
3.1 基本目標.....	9
3.2 事前に備えるべき目標.....	9
4. 脆弱性の評価	10
4.1 脆弱性評価について.....	10
4.2 想定される災害	10
4.3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	12
4.4 施策分野.....	13
4.5 脆弱性の評価	14
5. 対応方策	27
5.1 リスクシナリオに対する対応方策.....	27
5.2 対応方策の重点化	51
6. 計画の推進と進捗管理	52
6.1 推進体制.....	52
6.2 進捗管理.....	52

1. 計画の基本事項

1.1 背景

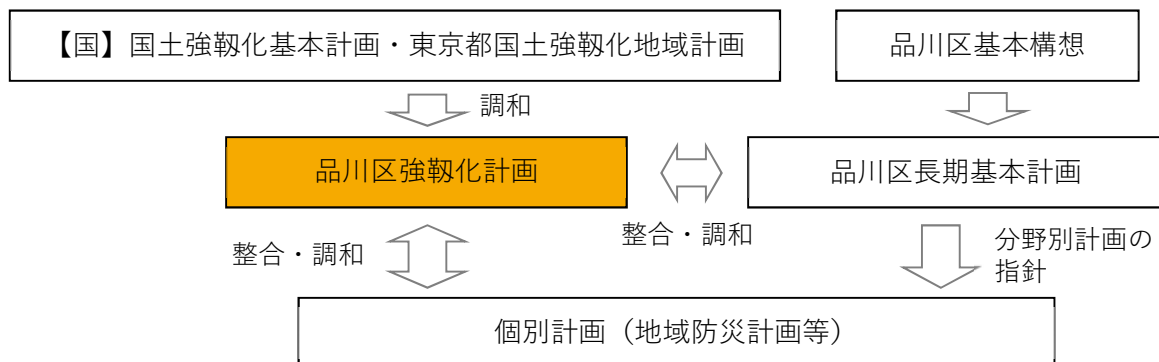
平成 23 年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が公布・施行されました。また、平成 26 年 6 月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定（平成 30 年 12 月改定）し、強靱な国づくりが進められています。

東京都においては、このような国の動きにあわせ、平成 28 年に国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画である「東京都国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を推進しています。

本区においても、いつ起こるかわからない大規模な自然災害等から、区民の生命と財産を守り、迅速に回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「品川区強靱化計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

1.2 位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」、「東京都国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、「品川区長期基本計画」とも整合を図ります。また、本区の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、個別計画と整合・調和を図ります。

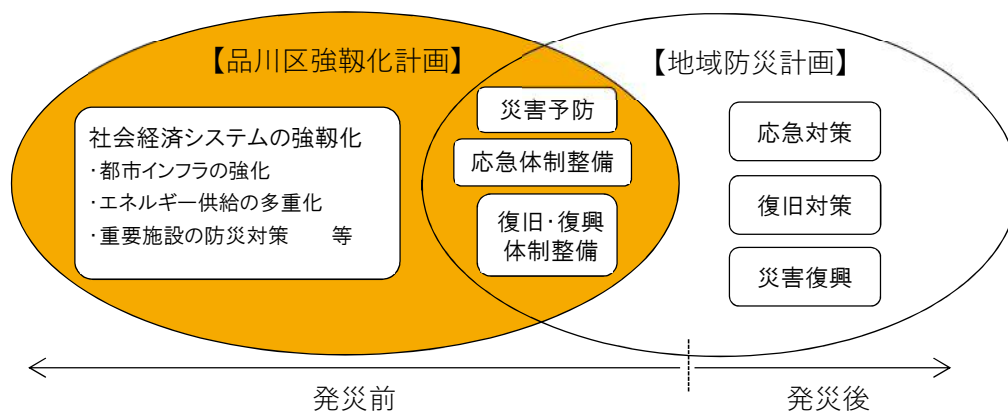


（地域防災計画との比較）

地域防災計画は、地震や風水害などのリスクを特定し、リスクごとの対応をとりまとめるものです。それに対し、本計画は、近年の気候変動の影響により、激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模地震等への対策として、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済をつくるため、本区の持続的な発展を推進するものです。そのため、あらゆるリスクを見据え、起きてはならない最悪の事態まで踏み込んで想定しつつ、長期的な幅広い視野のもと、平常時から施策を推進していくという特徴があります。

地域防災計画との比較を以下のとおり示します。

項目	品川区強靱化計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
施策の設定方法	リスクシナリオに対する脆弱性の分析・評価の結果に基づき設定	災害ごとの対策の体系、実施機関ごとに設定



1.3 期間

本計画が対象とする期間は、令和4年度から令和11年度までの8年間とします。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。

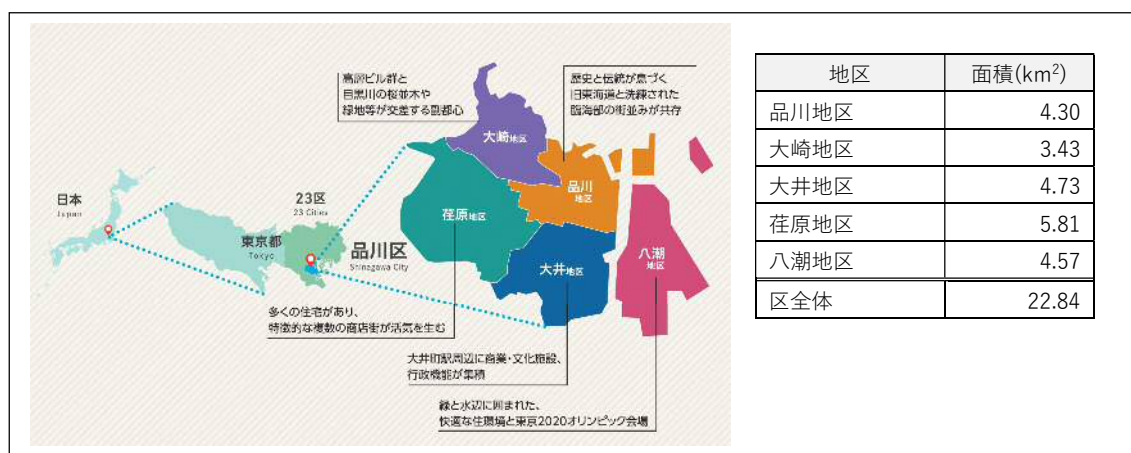
2. 品川区の地域特性

2.1 地勢

2.1.1 位置および面積

本区は、武蔵野台地の東南端、東京都 23 区の南部に位置し、概ね東経 139 度 43 分、北緯 35 度 36 分にあって、東は東京湾に面しています。

本区の土地面積は 22.84km²（令和 3 年 1 月 1 日現在）であり、東京都全体の約 1.04%、23 区全体の約 3.64%の広さにあたります。区内は、品川地区、大崎地区、大井地区、荏原地区、八潮地区の 5 地区に分かれており、最も面積が広いのは荏原地区です。



本区の位置および面積

資料：品川区長期基本計画、品川区の統計 2021(令和 3)年 -第 60 回-

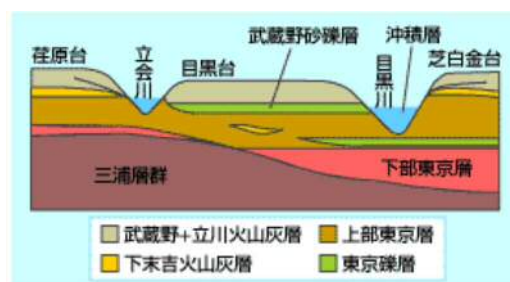
2.1.2 地形

本区は、武蔵野台地の東南部の一部と、その東側に位置する低地および埋立地から形成されるため、主に東西に高低差のある地形となっています。

区内には目黒川（延長 3,683m）、立会川（開渠部分約 750m）が流れており、目黒川をはさんで芝白金台と荏原目黒台に二分され、さらに立会川によって一部が目黒台と荏原台に分かれています。また、目黒川に沿った大崎や五反田、海岸に近い品川や大井あたりに低地が広がっています。

本区の西および南は、標高 20m の荏原台の東端部にあたり、その中を東流する立会川の谷と馬込の谷を除けば平坦な台地となっています。また、東京湾に面した埋立地は「大井埠頭」と呼ばれており、その一部は品川区に属しています。

北は、標高 30m の淀橋台の東南端部にあたり、地盤は固いですが、台地の南側を東流する目黒川の谷とその枝谷がつくる起伏による崖が数多く分布しています。

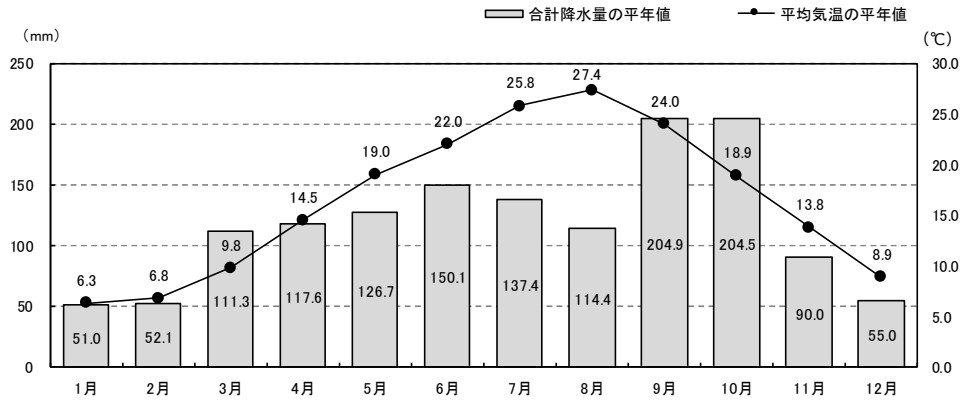


本区の地形断面図

2.2 気象

本区の気候は温帯気候であり、降水量は梅雨時期や秋雨・台風の時期に多くなっています。

気象庁アメダス羽田観測所の気象データ（1991～2020 年）によると、降水量の平年値は 1405.4 mm、年間平均気温は 16.4℃となっています。



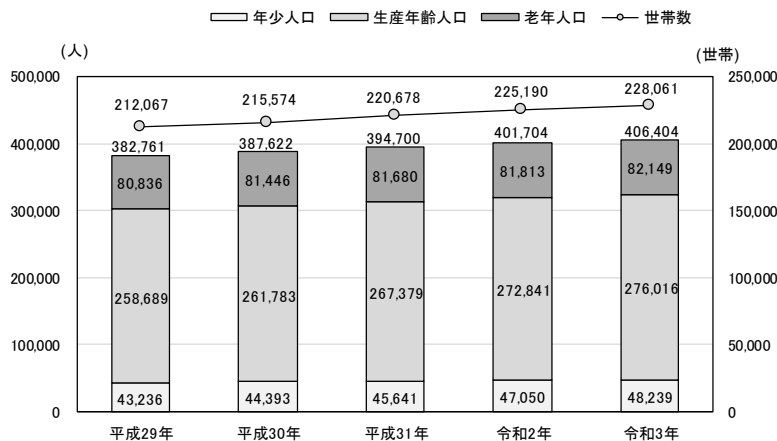
本区の気温・降水量

資料：気象庁アメダス 羽田観測所データ

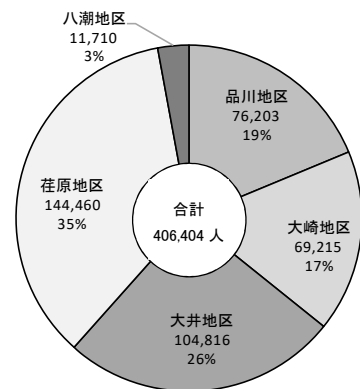
2.3 人口

2.3.1 人口・世帯の状況

本区の人口は近年増加傾向にあり、令和 3 年 1 月 1 日現在で 406,404 人、228,061 世帯であり、1 世帯あたりの構成人員は、1.78 人となっています。年齢構成別に見ると、年少人口（0～14 歳）が 48,239 人（11.9%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 276,016 人（67.9%）、老年人口（65 歳以上）が 82,149 人（20.2%）となっています。また、地区別の人口は、荏原地区が最も多く、次いで大井地区、品川地区となっています。



人口・世帯数の推移



地区別人口

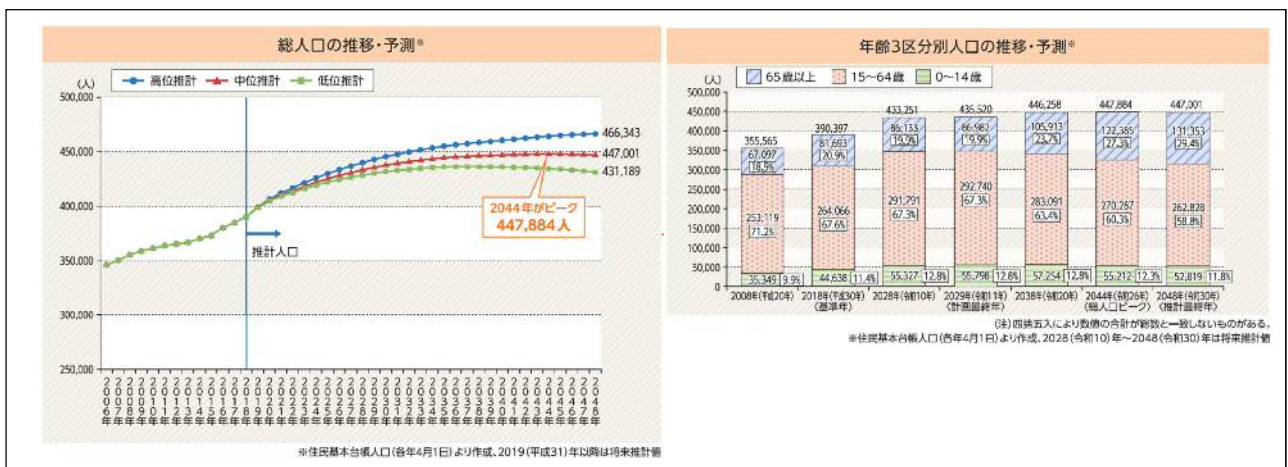
資料：品川区の統計 2021(令和 3)年 -第 60 回-

2.3.2 昼夜間人口

平成 27 年の国勢調査によると、本区では、夜間人口 386,855 人に対し、昼間人口は 544,022 人と多くなっています。夜間人口に対する昼間人口の割合 (%) である昼間人口指数 140.6 は、東京都や 23 区全体の比率よりも高くなっています。

2.3.3 将来人口推計

本区で平成 30 年に行った将来人口推計では、令和 26 年まで増加を続け、同年に約 44.8 万人でピークを迎えた後に減少傾向に転じるとされています。また、年齢 3 区分別人口を見ると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）はそれぞれ令和 18 年、令和 12 年にピークを迎えた後に減少に転じる一方、老年人口（65 歳以上）は令和 30 年までの推計期間中一貫して増加し、その比率は約 29.4%となるとされています。



将来人口推計

資料：品川区長期基本計画

2.4 土地利用

2.4.1 概況

本区の用途地域別構成は住居系地域が 40.7%、商業系地域が 17.9%、工業系地域が 41.4%となっています（平成 28 年 10 月 3 日時点）。住宅については、二葉、豊町、中延、旗の台、戸越等に住宅密集地があり、八潮、東品川、大崎、五反田等では集合住宅、高層住宅が多くなっています。大崎、五反田、天王洲等では業務・事務所が集積し、主要駅周辺には商業ビルが多数あるほか、武蔵小山、荏原町、中延、戸越銀座等をはじめとする商店街の数は 104（令和 2 年 1 月 1 日時点）にのぼり、都内でも有数の商業地となっています。

重要施設としては、都内で唯一の火力発電施設（大井火力発電所、品川火力発電所）が存在するほか、東京港の施設として、大井埠頭や品川埠頭が存在しています。

また、区内の公園は、計 276 か所約 137 万㎡（令和 3 年 4 月 1 日時点）となっています。

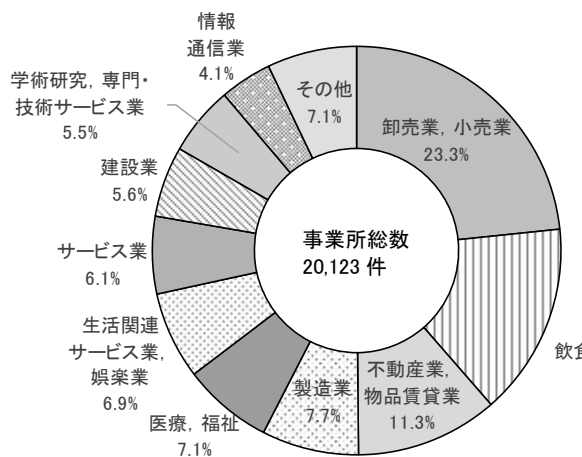
2.4.2 地区別概要

本区の地区別概要については、次のとおりです。

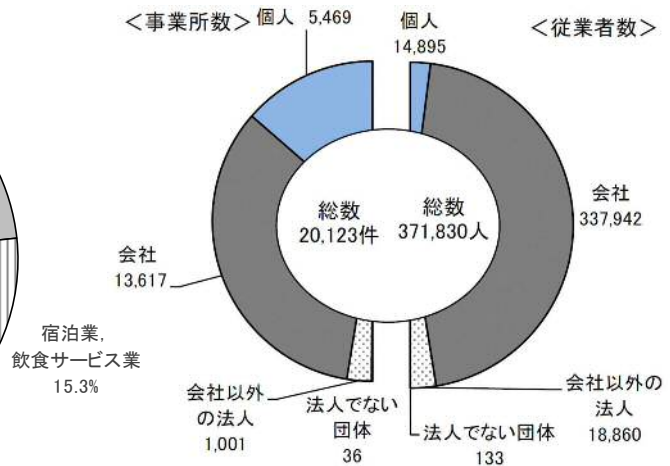
地区	概要
品川地区	平成 22 年（2010 年）の羽田空港の国際化・24 時間化や、品川駅付近のリニア中央新幹線始発駅選定(令和 9 年開業予定)等により品川駅の交通結節機能の高まりが期待されるなか、品川駅周辺での開発が進んでいる。品川駅に近接する品川駅南地域においても、旧東海道品川宿等の歴史性や品川浦の水辺空間と、開発により新たなまちとして整備された品川駅東口地区の先進性を活かしながら、品川駅の南の玄関口としての発展が期待される。
大崎地区	大崎駅周辺では、JR 湘南新宿ラインの運行や JR 埼京線・りんかい線の相互直通運転、大崎駅南口の供用開始等、鉄道交通の利便性が高まるなか、平成 14 年（2002 年）に都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定されたことを契機として、大規模開発事業等が連続的に進み、高層ビル・マンションが建ち並び、街並みが大きく変容した。 目黒駅周辺においても、JR 山手線や東急目黒線、都営三田線、東京メトロ南北線とともに多くのバス路線が集中するターミナル性を活かして、商業、業務施設や中高層住宅等が集積した拠点市街地が形成されている。 目黒駅～品川駅にかけての目黒川北側の高台（花房山・池田山・島津山・ハツ山・御殿山）は、古くからの閑静な住宅地として知られている。
大井地区	大井町駅では、昭和 60 年代から駅周辺の開発が進み、商業施設や業務施設が建設されるとともに、平成 14 年（2002 年）にはりんかい線大井町駅が開業している。その後、都市計画道路の補助 163 号線の整備に合わせた高層の住宅開発等が進みつつある。また、平成 15 年（2003 年）には、西大井駅周辺の再開発事業も竣工した。地区東側を南北に走る京急線は、連続立体交差事業（昭和 46 年度～平成 6 年度）により、立会川駅（平成 2 年）、鮫洲駅（平成 3 年）の高架化が完了した。
荏原地区	武蔵小山駅周辺と戸越銀座駅、戸越公園駅、旗の台駅周辺の駅を中心とした商店街により、にぎわいと活気のある商業空間が形成されている。特に、武蔵小山駅前では駅前広場整備のほか、敷地の共同化等の街区の再編と合わせて商業機能等の強化が行われており、区西部における区民生活を支えるとともに、より広域性のある拠点づくりが進められている。 戸越銀座駅や戸越公園駅、旗の台駅周辺では、路線型商店街が発達し、生活感とにぎわいのある市街地が形成されており、区民の日常生活を支える拠点としての機能強化が期待されている。
八潮地区	昭和 51 年（1976 年）に、東京港トンネルが一部開通し、その後順次首都高速湾岸線が整備され、臨海部の陸上交通を支える基盤が整ってきた。また、都市高速道路中央環状品川線が開通し、より効率的な自動車交通が行われるとともに、自動車排出ガスの低下による環境改善効果が期待できる。また、大井火力発電所および品川清掃工場が建設され、首都圏へのエネルギー供給および区内の廃棄物処理が実施されている。

2.5 産業

平成 28 年経済センサス調査によると、本区の事業所数は 20,123 事業所であり、そのうち卸売業・小売業が 23.3%と最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業が 15.3%となっています。また、従業者数は 371,830 人にのぼっています。



本区の産業大分類別事業所数の構成



経営組織別事業所数および従業者数

資料：平成 28 年経済センサス -活動調査 ※平成 28 年 6 月 1 日時点

2.6 交通

2.6.1 道路

区内の道路は、第一京浜国道と第二京浜国道が南北に走り、それを補完する幹線道路として中原街道、池上通りが走っています。一方、東西を結ぶ幹線道路は山手通りのみでしたが、区の中央部を東西に横断する補助 26 号線(都道)の下神明交差点から大崎高校前交差点間の約 670 メートルの区間が令和 3 年 10 月 22 日(金)に交通開放され、引き続き側道工事など残りの工事の早期完成が強く望まれています。

また、区では、大井町・大崎・五反田・西大井を結ぶ重要な道路として補助 163 号線や補助 205 号線の事業を進めています。

首都高速道路については、湾岸線、羽田線、目黒線があり、湾岸線では、お台場や有明地区、羽田空港につながっています。

2.6.2 鉄道

区内には、鉄道網が発達しており、JR東日本、東急電鉄、京浜急行電鉄、東京都交通局、東京メトロ、東京モノレール、東京臨海高速鉄道の 14 線が縦横に走り、延べ 40 駅(駅名数は 26 駅)が存在しています。一日平均乗車人員は、区内では目黒駅が最も多く、次いで五反田駅、大崎駅、大井町駅の順となっています。

このほか、品川区に隣接する品川駅は、令和 9 年開業予定のリニア中央新幹線の始発駅になります。また、羽田空港アクセス線は、西山手、東山手、臨海部の 3 ルートが予定されています。

2.6.3 バス

区内の一般路線バスは、都営バス、東急バス、京浜急行バスの 3 事業者により運行されていま

す。高速バスは、区内では、大崎、大井町、天王洲から空港行きのバスが発着しています。また、大崎からは、大阪、名古屋など国内 10 都市以上を結ぶ路線が運行しています。

2.6.4 その他交通

本区では、令和 2 年よりシェアサイクルを本格導入し、現在は広域連携により他区との相互乗り入れが可能となっています。令和 3 年 9 月 1 日現在、区内のシェアサイクルのポートは 87 か所整備されています。

また、平成 28 年度より、舟運社会実験を実施するなど、船着場の活用に取り組んでおり、令和元年 12 月には、五反田リバーステーション（大崎橋広場・五反田船着場）を開設しました。

3. 計画の目標

3.1 基本目標

本計画では、国および都の計画との調和を図り、以下の4項目を基本目標とします。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 区および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 区民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

3.2 事前に備えるべき目標

大規模自然災害の発生を想定し、基本目標を具体化した以下の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 脆弱性の評価

4.1 脆弱性評価について

事前に備えるべき8つの目標の達成に向け、強靱化の取り組みを進めるにあたり、(1)想定される災害の設定、(2)リスクシナリオの設定、(3)リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、(4)リスクシナリオを回避するための現状分析・評価、という手順により、脆弱性の評価を行います。

4.2 想定される災害

本区に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害以外の事象も想定されますが、国および都の計画において大規模自然災害を想定していることをふまえ、本計画においても品川区地域防災計画で想定される自然災害を対象とします。

4.2.1 地震

品川区地域防災計画では、平成24年4月に東京都防災会議において決定された「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、本区においては、東京湾北部地震および元禄型関東地震による影響が大きいとしており、その被害想定は以下のとおりです。

想定地震名		東京湾北部地震				元禄型関東地震	
地震のエネルギー		M7.3				M8.2	
最大震度(区内)		震度7				震度7	
地震のタイプ		直下型				海溝型	
風速		8m/秒				8m/秒	
時期および時刻		冬の18時		冬の朝5時		冬の18時	
対象地域		品川区	東京都	品川区	東京都	品川区	東京都
人的被害	死者	779	9,641	352	7,649	741	5,875
	原因別						
	ゆれ等建物被害※1	252	5,378	321	6,927	234	3,330
	火災	520	4,081	27	540	501	2,355
	その他	6	183	5	183	6	190
	負傷者	8,016	147,611	6,100	138,804	7,632	108,341
建物被害	うち重傷者	1,376	21,893	813	18,073	1,291	12,946
	建物全壊※2	25,376	304,300	6,565	136,297	24,338	184,794
	原因別						
	ゆれ等による全壊※3	5,281	116,224	5,281	116,224	4,883	76,465
	火災延焼による焼失	21,569	201,249	1,379	21,240	20,755	114,534
	津波による全壊※4	-	-	-	-	10	230
ライフライン	上水道(断水率)	46.2	34.5	46.2	34.5	52.2	45.2
	下水道(管きよ被害率)	28.7	23.0	28.7	23.0	28.6	22.9
	ガス(供給停止率)	16.1~100	26.8~74.2	16.1~100	26.8~74.2	12.2~100	3.0~53.1
	電力(停電率)	47.4	17.6	20.8	11.9	46.8	11.8
	通信(不通率)	35.0	7.6	3.0	1.3	34.8	6.1
	火災	31.9	7.3	2.0	0.8	30.7	4.1
その他	焼失棟数(倒壊建物を含まない)	20,095	188,076	1,284	20,074	19,445	108,098
	滞留者※5	480,501	13,874,939	-	-	480,501	13,874,939
	帰宅困難者※5	179,084	4,714,314	-	-	179,084	4,714,314
	避難者	184,510	3,385,489	101,476	2,656,898	183,671	3,200,981
	避難所生活者※6	119,932	2,200,568	65,960	1,726,984	119,387	2,080,638
	エレベータ閉じ込め	370	7,473	289	7,008	383	5,991

※1 ゆれ、液状化建物被害による死者数。

※2 ゆれ等による全壊と火災延焼による焼失の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

※3 ゆれ、液状化、急傾斜地崩壊による建物全壊棟数。

※4 水門が閉鎖できなかった場合の想定。

※5 滞留者、帰宅困難者については東京都市圏外からの流入者は含まない。

※6 避難所生活者については避難者の65%とする。

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

資料：品川区地域防災計画

4.2.2 風水害

品川区地域防災計画では、外水氾濫（洪水、高潮等）、内水氾濫、土砂災害、雪害、竜巻を前提としています。本区では、これらの災害による被害想定や状況、範囲等をハザードマップ（「浸水」「多摩川洪水」「高潮浸水」「津波」「土砂災害」の5種類）により公表しています。

区分		被害想定概要
大雨による浸水	ア 想定最大規模の降雨による浸水（想定最大規模降雨）	城南地区河川流域で想定し得る最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）が品川区全域に降った場合に浸水することが想定されている。
	イ 東海豪雨規模の降雨による浸水（東海豪雨規模降雨）	東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）と同じ条件の雨が降り、目黒川が氾濫した場合に区内の一部地域で浸水することが想定されている。
	ウ 多摩川流域で想定される最大規模の降雨による浸水	多摩川流域で想定される最大規模の雨（多摩川流域の 48 時間総雨量 588 mm）が降り多摩川が決壊した場合に、約 8 時間後に氾濫水が到達し、区内の一部地域で浸水することが想定されている。
高潮による浸水	ア 想定最大規模の台風による高潮浸水（浸水想定最大規模）	東京湾に想定し得る最大規模の台風（室戸台風級：910hPa）が通過し、堤防等が決壊した場合に浸水することが想定されている。
	イ 過去 100 年の最高潮位による浸水（浸水想定計画規模）	過去 100 年の最高潮位（T.P.+2.5m）により、立会川が氾濫した場合に区内の一部地域で浸水することが想定されている。
土砂災害	ア 急傾斜地崩壊危険箇所	東京都は、傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地および近接地と定義している急傾斜地崩壊危険箇所について、品川区内において 43 か所を公表している。 品川区では、そのうち、自然斜面で建物の立地状況等により土砂災害につながる恐れのある 6 か所を警戒区域として選定している。
	イ 土砂災害（特別）警戒区域	平成 13 年 4 月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に伴い、令和 3 年 5 月 7 日に東京都が区内 50 か所の急傾斜地を土砂災害警戒区域に指定している。そのうち、38 か所を土砂災害特別警戒区域に指定している。

4.3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

国の基本計画で定められている 45 項目の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」に基づき、国および都の計画との調和を図りつつ、本区の状況に応じて、以下の 37 の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	区の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

4.4 施策分野

強靱化に向けた取り組むべき施策を整理するにあたり、国および都の計画で設定された施策分野を参考とし、個別施策分野および横断的施策分野を次のとおり設定します。

個別施策分野	①防災
	②健康・医療・福祉
	③情報通信
	④経済・産業
	⑤教育・文化
	⑥環境・エネルギー
	⑦都市・交通
横断的施策分野	⑧地域連携
	⑨施設管理

4.5 脆弱性の評価

本区における 37 の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」に対し、現在実施している各分野の施策について抽出した上で、主な課題を整理し、脆弱性の評価を行いました。

事前に備えるべき目標 1	直接死を最大限防ぐ
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
①防災 ● しながわ防災ハンドブックや各種広報媒体等による情報提供、しながわ防災体験館やしながわ防災学校における学習機会の提供、各種防災訓練等を通じて防災に関する意識啓発を図る必要がある。 ● 54 万人を超える昼間人口であることから、区外からの通勤者や来訪者も含めて多くの人が集まる施設等での防災訓練やマニュアル整備を進め、避難誘導體制の構築を図る必要がある。 ● 区内で建設が進んでいる高層集合住宅等では、地震に対して比較的ゆっくりとした大きな揺れが長時間続く傾向にあり、家具類の移動・転倒が懸念されることから、家具類の転倒防止対策を推進する必要がある。 ②健康・医療・福祉 ● 品川区要配慮者支援全体計画をもとに、要配慮者の特性に応じた支援体制を確立させるとともに、避難行動要支援者に対しては、安全確保のため個別計画書の作成を推進する必要がある。 ⑤教育・文化 ● 災害時に避難所となる学校施設について、品川区学校施設長寿命化計画に基づく校舎の改築や改修を進めるとともに、定期的な点検等により適切に維持管理する必要がある。 ⑦都市・交通 ● 今後 30 年以内に大規模な地震が発生する可能性が高いとされる中、住宅の耐震化率は 91.1%、うち木造住宅は 80.2%(いずれも令和 2 年度)などとなっており、住宅や多くの人が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物、防災上重要な施設等の耐震化や適切な維持管理を促進する必要がある。 ● まちづくりマスタープラン等の各種計画に基づき、各地域の特色を活かした整備・開発が進められてきており、これらの整備・開発を通じて、適正な土地利用や防災力の向上を図る必要がある。 ● 避難路に面する高さ 80cm 以上のブロック塀等は区全体で総延長 105km あり、その中には十分な耐震性を有していないものもあることから、ブロック塀等の撤去や改修による避難路の確保や避難場所の整備等を進める必要がある。 ● 区営住宅等について、品川区公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持・修繕による予防保全と、長寿命化のための改善ならびに建替えを実施することにより、建物の老朽化をあらかじめ防ぎ、外壁材落下等の事故の未然防止を図る必要がある。 ● 分譲マンション等について、高経年化および老朽化を考慮して適切な管理や修繕、建替え等に関する支援を行っていく必要がある。 ● 区内住宅のリフォーム助成を実施することで、良質な住宅ストックの維持を図り、区民の安心安全な暮らしを実現する必要がある。	

	⑧地域連携 ● 災害発生直後の「公助」には限界があることから、「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、防災区民組織に対する資器材整備の助成や訓練・研修の支援を実施し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る必要がある。 ● 高齢者、障害者、外国人、女性、子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携強化を促進するとともに、地域の防災リーダーとなる人材を育成する必要がある。
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	①防災 ● 防災資器材等の整備および適正管理を推進するとともに、防災拠点などにおける防災機能の強化を図る必要がある。 ⑦都市・交通 ● 区内には、火災危険度が高い住宅密集地が荏原地区を中心に依然として残っており、対策が必要である。 ● 地震発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、木造住宅密集地域における老朽建物の除却・建替えによる不燃化および共同化を促進する必要がある。 ● 区内では空き家が荏原地区で最も多くなっており、災害時の倒壊・火災が危ぶまれることから、品川区空き家等対策計画に基づき、不適正管理状態の空き家所有者に対して適正管理を促進する必要がある。 ● 公園・緑地の計画的な配置・整備・改修を行い、火災発生時の避難環境の確保や延焼防止効果の向上を図る必要がある。
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	①防災 ● 本区は東京湾に面していることから、津波や高潮の発生について、国や都、関係機関等と情報共有を図るとともに、連携体制の整備、強化を図る必要がある。 ● 津波・高潮浸水ハザードマップ等を通じて、各地域における被害想定や危険度等について情報提供し、区民の意識啓発を図る必要がある。 ③情報通信 ● 災害発生時において、被害状況や避難所の状況などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。 ● 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障害者、外国人などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。 ● 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策や、防災拠点や避難所などにおける通信手段、停電対応型の情報端末用充電電源を確保する必要がある。
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	①防災 ● 浸水・多摩川洪水ハザードマップ等を通じて、各地域における被害想定や危険度等について情報提供し、区民の意識啓発を図る必要がある。 ②健康・医療・福祉 ● 品川区要配慮者支援全体計画をもとに、要配慮者の特性に応じた支援体制を確立させるとともに、避難行動要支援者に対しては、安全確保のため個別計画書の作成を推進する必要がある。

③情報通信	
● 災害発生時において、被害状況や避難所の状況などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。 ● 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障害者、外国人などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。 ● 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策や、防災拠点や避難所などにおける通信手段、停電対応型の情報端末用充電電源を確保する必要がある。	
⑦都市・交通	
● 都市型水害等へ備え、都と連携して下水道施設整備を進め、また区内全域に雨水流出抑制施設の整備を進めるなど浸水への予防措置を図る必要がある。 ● 全国各地で異常気象に伴う河川の氾濫が多く発生しており、河川や運河の整備を進める必要がある。	
⑧地域連携	
● 災害発生直後の「公助」には限界があることから、「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、防災区民組織に対する資器材整備の助成や訓練・研修の支援を実施し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る必要がある。 ● 高齢者、障害者、外国人、女性、子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携強化を促進するとともに、地域の防災リーダーとなる人材を育成する必要がある。	
1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生
①防災	
● 区内には急傾斜地崩壊危険箇所が43か所、土砂災害警戒区域が50か所（うち、土砂災害特別警戒区域は38か所）あり、土砂災害ハザードマップ等を通じて、各地域における被害想定や危険度等について情報提供し、区民の意識啓発を図る必要がある。 ● 土砂災害発生の危険について国や都、関係機関等と情報共有するとともに、斜面对策等を推進する必要がある。	
⑦都市・交通	
● 土砂災害から区民の生命・安全を守るとともに、災害発生時の道路閉塞による避難や消火活動の支障となる危険性の解消を図るため、がけ・擁壁の安全化を推進する必要がある。	

事前に備えるべき目標 2		救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
①防災		
● 災害時は輸送ルートの途絶などにより、食料・飲料水等の供給がなされないおそれがあるため、防災拠点における公的備蓄や地域や家庭、事業所等における非常用物資の備蓄を促進する必要がある。		
⑥環境・エネルギー		
● 災害発生時に備え、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。 ● 関係機関や事業者等との応援協定に基づき、災害時のエネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。		

	⑦都市・交通 ● 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした物流ネットワークを整備する必要がある。 ● 国や都、関係機関等と連携し、幹線道路や生活道路、橋梁の計画的な整備を行い、適切に維持管理するとともに、災害時の避難、救援・救護の障害となる狭あい道路が多数あることから、拡幅整備を促進する必要がある。 ⑧地域連携 ● 応援協定を締結している団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図るとともに、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行う必要がある。
2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	①防災 ● しながわ防災ハンドブックや各種広報媒体等による情報提供、しながわ防災体験館やしながわ防災学校における学習機会の提供、各種防災訓練等を通じて防災に関する意識啓発を図る必要がある。 ● 防災資器材等の整備および適正管理を推進するとともに、防災拠点などにおける防災機能の強化を図る必要がある。 ②健康・医療・福祉 ● 品川区要配慮者支援全体計画をもとに、要配慮者の特性に応じた支援体制を確立させるとともに、避難行動要支援者に対しては、安全確保のため個別計画書の作成を推進する必要がある。 ⑤教育・文化 ● 学校における訓練等の防災教育を推進するとともに、他者や地域の中で役立つ防災教育を地域と連携して進める必要がある。 ● 図書館等において防災に関する資料等を区民へ広く公開するとともに、防災について学習する機会を提供する必要がある。 ⑧地域連携 ● 災害発生直後の「公助」には限界があることから、「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、防災区民組織に対する資器材整備の助成や訓練・研修の支援を実施し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る必要がある。 ● 高齢者、障害者、外国人、女性、子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携強化を促進するとともに、地域の防災リーダーとなる人材を育成する必要がある。
2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	⑦都市・交通 ● 交通事業者や関係機関と連携して公共交通体系の機能強化を図り、帰宅困難者の発生抑制や円滑な移動手段の確保を図る必要がある。 ⑧地域連携 ● 区内には鉄道 14 線の延べ 40 駅があり、その周辺に多くの事業所や商業施設等が集積していることから、発災時の鉄道等交通機関の停止に伴い、多くの帰宅困難者の発生、混乱が生じる懸念があるため、事業所等と連携した対策を進める必要がある。 ● 徒歩帰宅者の円滑かつ安全な帰宅を支援する必要がある。

2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	①防災 ● 国や都、関係機関、近隣自治体、民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要がある。 ②健康・医療・福祉 ● 救急・救助体制の高度化や広域的な医療機関との連携強化を図るとともに、区内病院における災害対策(防災)マニュアル等の策定を促進する必要がある。 ● ライフラインの寸断に備え、医療機関における自家発電装置の整備、受水槽の耐震化を促進する必要がある。 ⑥環境・エネルギー ● 関係機関や事業者等との応援協定に基づき、災害時のエネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。 ⑦都市・交通 ● 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした物流ネットワークを整備する必要がある。 ● 国や都、関係機関等と連携し、幹線道路や生活道路、橋梁の計画的な整備を行い、適切に維持管理するとともに、災害時の避難、救援・救護の障害となる狭あい道路が多数あることから、拡幅整備を促進する必要がある。
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	②健康・医療・福祉 ● 被災地における新型コロナウイルス等の感染症の発生・まん延を防ぐため、国や都と連携し、医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施するとともに、避難所等における感染症予防・拡大防止対策を推進する必要がある。 ● 新型コロナウイルス等の感染症が流行している状況においては、避難所等での感染症拡大防止のため、可能な限りの密閉・密集・密接の回避、マスク等の着用や消毒液使用の徹底を図る必要がある。
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	②健康・医療・福祉 ● 被災地における新型コロナウイルス等の感染症の発生・まん延を防ぐため、国や都と連携し、医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施するとともに、避難所等における感染症予防・拡大防止対策を推進する必要がある。 ● 品川区要配慮者支援全体計画をもとに、要配慮者の特性に応じた支援体制を確立させるとともに、避難行動要支援者に対しては、安全確保のため個別計画書の作成を推進する必要がある。 ● 要配慮者が日常的に利用する福祉施設を福祉避難所として活用できるよう、防災機能を強化するとともに、要配慮者利用施設における避難確保計画や訓練の推進を図る必要がある。 ● 指定避難所等の施設におけるバリアフリー化を促進し、要配慮者の円滑な受け入れ体制の整備を図る必要がある。 ● 災害時であっても保健、医療、福祉の連携を図り、介護福祉サービスや障害福祉サービス、保育サービス等を継続できるよう、体制を充実させる必要がある。

● 災害時の避難生活においては、子どもたちや子育て中の親に大きなストレスがかかることが想定されることから、子育てに関する相談や各種支援、保育サービス体制等を充実させる必要がある。
⑤教育・文化
● 防災に関する政策・方針決定過程や避難所運営会議等において、男女双方からの視点に基づき、男女のニーズの違い等に配慮した防災対策や避難所の運営を推進する必要がある。
⑦都市・交通
● 上水道の被災に備え、都水道局と連携・協力し、各施設の応急対策や区民等への対応等を迅速に実施する必要がある。
⑧地域連携
● 避難所での区職員や避難所運営会議等関係者の連携、多様な視点をふまえた避難所運営マニュアルの具体化や訓練等により、避難所の運営に関する体制の充実を図る必要がある。 ● 地域危険度が低い地域においては在宅避難者が多く発生することが想定されることから、避難所以外で生活を継続する避難者への支援体制を整備する必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
①防災	● 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から防犯意識の向上を図り、自主的な防犯活動を推進するとともに、住民、警察、行政が連携した防犯体制を強化していく必要がある。 ● 地域の防犯体制を強化するため、防犯カメラの設置など防犯設備の整備を促進する必要がある。
3-2	区の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
①防災	● 防災指令拠点となる庁舎、学校等公共施設の防災設備や災害対応マニュアル等の整備を進めるとともに、防災訓練を通じて避難誘導体制を構築するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。 ● 業務継続体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、定期的な教育等を推進する必要がある。
②健康・医療・福祉	● 災害時であっても保健、医療、福祉の連携を図り、介護福祉サービスや障害福祉サービス、保育サービス等を継続できるよう、体制を充実させる必要がある。
⑨施設管理	● 災害に備え、公共施設の計画的な維持管理・修繕・更新等を実施するとともに、日常的・定期的な点検や診断等により適切に維持管理をする必要がある。

事前に備えるべき目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
③情報通信	

	● 災害時には固定電話の不通、停電などの被害及び携帯電話の不通が想定されるため、多様な通信手段による通信網を確保する必要がある。 ● 通信インフラに係る関係機関等との連携体制の強化を図る必要がある。 ● 災害発生時の通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化するとともに、計画的な機器更新等により、安定した運用を維持する必要がある。
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	③情報通信 ● 災害時において円滑な通信環境の確保が可能なよう、平常時から複数系統での通信手段を整備する必要がある。 ● 固定系やデジタル移動通信などの防災行政無線の整備・更新や地図情報による区内の被害情報等の収集・集約システムの導入等により、情報通信連絡手段の充実を図る必要がある。
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	③情報通信 ● 災害発生時において、被害状況や避難所の状況などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。 ● 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障害者、外国人などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。 ● 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策や、防災拠点や避難所などにおける通信手段、停電対応型の情報端末用充電電源を確保する必要がある。

事前に備えるべき目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の低下
	④経済・産業 ● 区内には2万を超える事業所が集積しており、企業の自主的な防災対策を促進するとともに、緊急時の対応力の強化のため、企業の事業継続計画（BCP）の策定・運用、テレワーク導入などの働き方改革を支援する必要がある。 ⑦都市・交通 ● 国や都、関係機関等と連携し、幹線道路や生活道路、橋梁の計画的な整備を行い、適切に維持管理するとともに、災害時の避難、救援・救護の障害となる狭あい道路が多数あることから、拡幅整備を促進する必要がある。 ● 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした物流ネットワークを整備する必要がある。
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	⑥環境・エネルギー ● 災害発生時に備え、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。 ● 関係機関や事業者等との応援協定に基づき、災害時のエネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。
5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

④経済・産業	
● 都内で唯一、大井火力発電所や品川火力発電所の2つの火力発電所があり、国や都、関係機関等と連携した災害対策を推進する必要がある。 ● 我が国の海上物流の代表的拠点である東京港の施設として、大井埠頭や品川埠頭があり、国や都、関係機関等と連携し、港湾施設等の災害対策を推進する必要がある。 ● 災害時の被害軽減に備え、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強を支援し、企業の基盤強化を促進する必要がある。	
5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
⑦都市・交通	
● 国や都、関係機関等と連携し、幹線道路や生活道路、橋梁の計画的な整備を行い、適切に維持管理するとともに、災害時の避難、救援・救護の障害となる狭あい道路が多数あることから、拡幅整備を促進する必要がある。 ● 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした物流ネットワークを整備する必要がある。 ● 人々の移動を支える公共交通の施設や設備の防災機能を強化するため、耐震化等の防災対策を促進する必要がある。	
5-5	食料等の安定供給の停滞
①防災	
● 災害時は輸送ルートの途絶などにより、食料・飲料水等の供給がなされないおそれがあるため、防災拠点における公的備蓄や地域や家庭、事業所等における非常用物資の備蓄を促進する必要がある。	
⑦都市・交通	
● 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした物流ネットワークを整備する必要がある。	

事前に備えるべき目標 6		ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
④経済・産業		
● 区内には 2 万を超える事業所が集積しており、企業の自主的な防災対策を促進するとともに、緊急時の対応力の強化のため、企業の事業継続計画（BCP）の策定・運用、テレワーク導入などの働き方改革を支援する必要がある。		
⑥環境・エネルギー		
● 災害発生時に備え、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。 ● 関係機関や事業者等との応援協定に基づき、災害時のエネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。		
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
⑦都市・交通		
● 上水道の被災に備え、都水道局と連携・協力し、各施設の応急対策や区民等への対応等を		

迅速に実施する必要がある。	
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
⑦都市・交通 ● 都と連携して、大規模な地震が発生した場合でも、下水道機能を確保するとともに、避難時の安全性やトイレ機能を確保するための対策を推進する必要がある。 ● 都と連携して、帰宅困難者が滞留するターミナル駅や、災害復旧の拠点となる国、都、区の庁舎などの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する必要がある。	
6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
⑦都市・交通 ● 国や都、関係機関等と連携し、幹線道路や生活道路、橋梁の計画的な整備を行い、適切に維持管理するとともに、災害時の避難、救援・救護の障害となる狭あい道路が多数あることから、拡幅整備を促進する必要がある。 ● 人々の移動を支える公共交通の施設や設備の防災機能を強化するため、耐震化等の防災対策を促進する必要がある。 ● 電柱等の倒壊による被害拡大を防止するため、緊急輸送道路などにおける無電柱化を推進する必要がある。 ● 関係機関と連携し、災害発生後の迅速な道路啓開体制整備を図る必要がある。 ● 地震や水害などの災害時の道路復旧等を迅速に進めるため、地籍調査を実施し、道路の境界を明確にする必要がある。	
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
③情報通信 ● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。 ⑦都市・交通 ● 全国各地で異常気象に伴う河川の氾濫が多く発生しており、河川や運河の整備を進める必要がある。 ● 都市型水害等へ備え、都と連携して下水道施設整備を進め、また区内全域に雨水流出抑制施設の整備を進めるなど浸水への予防措置を図る必要がある。 ● 都と連携して、大規模な地震が発生した場合でも、下水道機能を確保するとともに、避難時の安全性やトイレ機能を確保するための対策を推進する必要がある。 ● 都と連携して、帰宅困難者が滞留するターミナル駅や、災害復旧の拠点となる国、都、区の庁舎などの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する必要がある。	

事前に備えるべき目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
①防災 ● 初期消火等に必要な消火器・消火栓や防火水槽、防災資器材の整備や維持管理を行う必要がある。	

⑦都市・交通 ● 区内には、火災危険度が高い住宅密集地が荏原地区を中心に依然として残っており、対策が必要である。 ● 地震発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、木造住宅密集地域における老朽建物の除却・建替えによる不燃化および共同化を促進する必要がある。 ● 区内では空き家が荏原地区で最も多くなっており、災害時の倒壊・火災が危ぶまれることから、品川区空き家等対策計画に基づき、不適正管理状態の空き家所有者に対して適正管理を促進する必要がある。 ● 公園・緑地の計画的な配置・整備・改修を行い、火災発生時の避難環境の確保や延焼防止効果の向上を図る必要がある。 ● 木造住宅密集地域における公園、防災広場および防災生活道路整備を促進する必要がある。 ● 広域避難場所および避難路のより一層の安全性確保を目指し、災害時の市街地大火を防ぐ延焼遮断機能の形成を図る。	
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
④経済・産業 ● 都内で唯一、大井火力発電所や品川火力発電所の2つの火力発電所があり、国や都、関係機関等と連携した災害対策を推進する必要がある。 ● 我が国の海上物流の代表的拠点である東京港の施設として、大井埠頭や品川埠頭があり、国や都、関係機関等と連携し、港湾施設等の災害対策を推進する必要がある。 ● 災害時の被害軽減に備え、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強を支援し、企業の基盤強化を促進する必要がある。	
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
⑦都市・交通 ● 沿線・沿道の建物の倒壊を未然に防ぐため、建物の耐震化や適切な維持管理を促進する必要がある。 ● まちづくりマスタープラン等の各種計画に基づき、各地域の特色を活かした整備・開発が進められてきており、これらの整備・開発を通じて、適正な土地利用や防災力の向上を図る必要がある。 ● 避難路に面する高さ80cm以上のブロック塀等は区全体で総延長105kmあり、その中には十分な耐震性を有していないものもあることから、ブロック塀等の撤去や改修による避難路の確保や避難場所の整備等を進める必要がある。 ● 電柱等の倒壊による被害拡大を防止するため、緊急輸送道路などにおける無電柱化を推進する必要がある。 ● 関係機関と連携し、災害発生後の迅速な道路啓開体制整備を図る必要がある。	
7-4	防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
③情報通信 ● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。 ⑦都市・交通 ● 全国各地で異常気象に伴う河川の氾濫が多く発生しており、河川や運河の整備を進める必要がある。	

● 都市型水害等へ備え、都と連携して下水道施設整備を進め、また区内全域に雨水流出抑制施設の整備を進めるなど浸水への予防措置を図る必要がある。 ● 都と連携して、大規模な地震が発生した場合でも、下水道機能を確保するとともに、避難時の安全性やトイレ機能を確保するための対策を推進する必要がある。 ● 都と連携して、帰宅困難者が滞留するターミナル駅や、災害復旧の拠点となる国、都、区の庁舎などの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する必要がある。	
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
③情報通信	
● 風評被害を防止するため、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。	
⑥環境・エネルギー	
● 公害関係法令の適用を受ける工場等からの災害発生時における有害物質等の大規模流失・拡散等を未然に防止するための対策を進める必要がある。 ● 毒物劇物取扱施設への立入検査や、化学物質の流失の未然防止や対応について事業者への指導等を行う必要がある。 ● 災害により倒壊・損壊建築物を解体し、改造または補修する際、飛散するアスベストの対応について事業者への指導等を行う必要がある。	

事前に備えるべき目標 8		社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
⑥環境・エネルギー		
● 災害廃棄物の収集・運搬・処分を迅速かつ円滑に実施するため、都や区部と連携し、災害廃棄物の処理に係るマニュアル作成や体制整備を図る必要がある。 ● 一時的にがれき等を集める集積所（第一仮置場）の候補地を検討・選定する必要がある。		
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
⑧地域連携		
● 国や都、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊や災害ボランティアを円滑に受け入れるための、受け入れ体制を整備する必要がある。 ● 応援協定を締結している団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図るとともに、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行う必要がある。 ● 高齢者、障害者、外国人、女性、子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携強化を促進するとともに、地域の防災リーダーとなる人材を育成する必要がある。 ● 地域での助け合いを促進するため、区民、町会・自治会、NPO法人等多様な主体が連携して展開する地域コミュニティ活動の活性化を図る必要がある。 ● 年齢、性別、国籍など様々な属性にかかわらず、多様な人たちが地域活動やボランティア活動に参加できる仕組みづくりを進める必要がある。		
8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	

⑦都市・交通	
● 全国各地で異常気象に伴う河川の氾濫が多く発生しており、河川や運河の整備を進める必要がある。 ● 都市型水害等へ備え、都と連携して下水道施設整備を進め、また区内全域に雨水流出抑制施設の整備を進めるなど浸水への予防措置を図る必要がある。	
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
⑤教育・文化	
● 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、文化財の耐震化や防災設備の整備等を進める必要がある。 ● 災害時における被害状況の収集のため、有形無形文化財の調査・記録を行う必要がある。	
⑧地域連携	
● 地域での助け合いを促進するため、区民、町会・自治会、NPO法人等多様な主体が連携して展開する地域コミュニティ活動の活性化を図る必要がある。 ● 年齢、性別、国籍など様々な属性にかかわらず、多様な人たちが地域活動やボランティア活動に参加できる仕組みづくりを進める必要がある。	
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
①防災	
● 被災者の生活再建を支援するとともに、被害家屋の調査や罹災証明書の迅速な交付体制などを整備する必要がある。 ● 災害発生時における被災者の住まいを確保するため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を整備する必要がある。	
8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
③情報通信	
● 風評被害を防止するため、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。	
④経済・産業	
● 災害時の被害軽減に備え、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強を支援し、企業の基盤強化を促進する必要がある。 ● 区内には2万を超える事業所が集積しており、企業の自主的な防災対策を促進するとともに、緊急時の対応力の強化のため、企業の事業継続計画（BCP）の策定・運用、テレワーク導入などの働き方改革を支援する必要がある。	

これらの脆弱性の分析・評価の結果におけるポイントは次のとおりです。

1.「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現に向けた複合的・長期的視点

これまでに示した「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」に陥らないためには、いかなる自然災害が起ころうとも対応できる強靱なまちづくりに向け、持続的な発展を推進していくことが重要です。

また、住民の地元に対する愛着や住み続けたいという気持ちは、自助・共助の取り組みや災害が起きた場合に復旧・復興していくための強い原動力となります。

本計画においても、区の将来像「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現に向け、品川区長期基本計画や分野別計画と整合を図りつつ、複合的・長期的視点のもと施策を推進していく必要があります。

2.ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

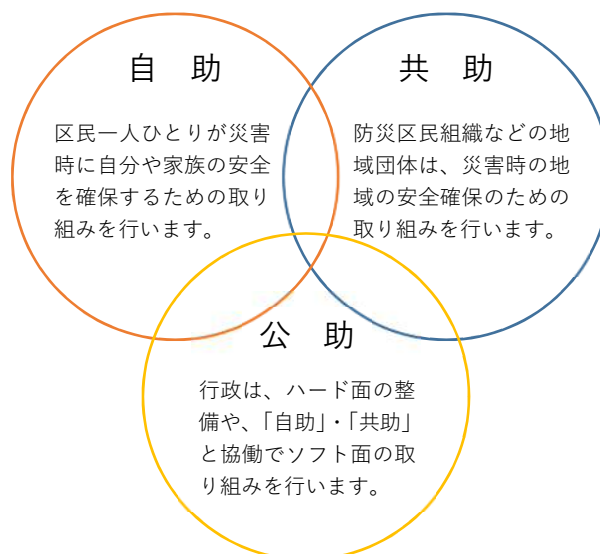
基本目標の達成に向けては、自然災害に対するあらゆるリスクを想定し、防災のほか、医療、福祉、産業、エネルギー、まちづくり、交通等の様々な分野における対応策を組み合わせていくことが重要です。

長期的な視点のもと、様々な分野における対応策を検討し、施設の整備や耐震化、老朽化対策といったハード対策と防災訓練や要配慮者避難対策といったソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進していく必要があります。

3.多様な主体との連携

本区の強靱化にかかる施策を効果的に実施するためには、国、都、区民、事業者等の多様な主体との情報共有や連携を強化する必要があります。また、連携と同時に、区民や事業者等が自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、主体的に行動し、実践することが重要です。

多様な主体が、本計画に基づく取り組みを実践し、その輪を広げ、重ねていく必要があります。



5. 対応方策

5.1 リスクシナリオに対する対応方策

脆弱性評価の結果に基づき、各リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための施策分野ごとの対応方策を次のとおりとします。

■事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

①防災

【区民への防災意識啓発】

- しながわ防災ハンドブックや区広報紙、ホームページなどの広報媒体を通じて、各家庭での災害に対する備えなどについて情報提供を行う。
- 災害時に区民が適切な行動が取れるよう、しながわ防災体験館やしながわ防災学校における学習機会の提供、各種防災訓練等を通じて防災に関する意識の高揚と知識の普及を図る。
- 各種（浸水、多摩川洪水、高潮浸水、津波、土砂災害）ハザードマップ等を通じて、各地域における被害想定や危険度等について情報提供し、区民の災害に対する意識啓発を図る。

【防災・避難拠点などの整備】

- 各地域での昼間・夜間人口の状況などをふまえ、避難場所の整備を進めるとともに、新たな防災・避難拠点の指定や整備を進める。
- 庁舎、学校等公共施設における防災設備や災害対応マニュアル等の整備を進めるとともに、防災訓練を通じて避難誘導體制を構築するなど、災害対応力の向上を図る。

【家具類の転倒防止対策】

- 地震の際に家具類等の転倒による死者、負傷者を減少させるため、転倒防止器具のあっせんや転倒防止器具の取付け推進などの家具類の転倒防止対策を進める。

②健康・医療・福祉

【要配慮者避難対策の推進】

- 品川区要配慮者支援全体計画をもとに、要配慮者の特性に応じた支援体制の確立を図る。
- 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者名簿の登録や安全確保のため個別計画書の作成を推進する。

⑤教育・文化

【学校施設の整備推進】

- 品川区学校施設長寿命化計画に基づき、学校校舎の改築や改修を進めるとともに、定期的な点検等により適切な維持管理を推進する。

⑦都市・交通

【建物の不燃化・耐震化の促進】

○品川区耐震改修促進計画に基づき、住宅や多くの人が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物、防災上重要な施設等の耐震化や適切な維持管理を促進する。

【コンクリートブロック塀等の安全対策の推進】

○避難路に面する高さ 80cm以上のブロック塀等の撤去や改修による避難路の確保や避難場所の整備等を進める。

【区営住宅等の長寿命化と計画的な建て替え】

○区営住宅等および従前居住者住宅において、定期的な点検により建物の劣化状況を把握しながら、品川区公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な時期に予防保全的な計画修繕工事を実施する。また、躯体や設備の耐久性を向上させ、長寿命化を図るための改善工事を実施する。

○公営住宅法で定める耐用年限 70 年を迎える住宅については、順次建替え整備を行っていく。

【マンションの適正管理支援の推進】

○マンション管理士や一級建築士と連携して相談体制の充実を図るとともに、管理組合間で意見交換を行う場を設けるなどの支援を行う。また、東京都の「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき、管理不全の兆候があるマンションへの調査・助言を行う。

【住環境の改善の支援】

○環境に配慮またはバリアフリー化を図る住宅改修工事を行う区民、マンション管理組合、賃貸住宅の個人オーナーに対して工事費用の一部を助成する。

【計画的な土地利用・各種整備事業の推進】

○災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、密集住宅市街地整備促進事業、密集市街地総合防災事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。

○まちづくりマスタープラン等の各種計画に基づく整備・開発を通じ、適正な土地利用や防災力の向上を図る。

○魅力的で活力のある都市空間を形成するため、大崎駅・五反田駅周辺や大井町駅周辺地区の整備、広町地区の整備・開発、天王洲・品川駅南地区の整備を促進する。

○身近で住みよい生活圏を形成するため、武蔵小山駅周辺地区や戸越公園駅周辺地区の整備を促進する。

○回遊したくなるまちづくりの推進や安全・安心なネットワークを確保するため、立会川・勝島地区の整備を促進する。

⑧地域連携

【防災区民組織への支援、人材の育成】

- 「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、防災区民組織に対する資器材整備の助成や訓練・研修の支援を実施し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る。
- 高齢者、障害者、外国人、女性、子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携強化を促進する。
- しながわ防災学校において、講義やワークショップを通じ、地域の防災リーダーとして自ら率先して行動できる人材を育成する。
- 消防機関と連携し、消防団への入団促進や教育訓練の実施により、地域の消防人材を確保・育成する。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①防災

【防災機能（消火栓等）の整備、備蓄倉庫における消防用具・生活用品の拡充】

- 防災拠点や地域における防災備蓄倉庫や消火器、消火栓、防火水槽、防災資器材等の整備および適正管理を推進する。
- 防災拠点などにおける自家発電装置や貯水タンク等の整備を行い、防災機能の強化を図る。
- 避難所における衛生環境や生活環境の改善を中心に備蓄物資・備蓄資器材の見直しを図る。

⑦都市・交通

【木造住宅密集地域における老朽建物の除却】

- 地震発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、木造住宅密集地域における老朽建物の除却・建替えによる不燃化および共同化を計画的に促進する。また、公園および防災生活道路整備を促進する。

【空き家対策の推進】

- 災害時の倒壊・火災を防止するため、品川区空き家等対策計画に基づき、不適正管理状態の空き家所有者に対して適正管理を促進する。

【公園・緑地の整備】

- まちづくりに関する各種事業・制度や開発環境指導要綱、密集住宅市街地整備促進事業などにより、公園・緑地の計画的な配置・整備・改修を行い、火災発生時の避難環境の確保や延焼防止効果の向上を図る。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

①防災

【区民への防災意識啓発】

- しながわ防災ハンドブックや区広報紙、ホームページなどの広報媒体を通じて、各家庭での災害に対する備えなどについて情報提供を行う。

- 災害時に区民が適切な行動が取れるよう、しながわ防災体験館やしながわ防災学校における学習機会の提供、各種防災訓練等を通じて防災に関する意識の高揚と知識の普及を図る。
- 各種（浸水、多摩川洪水、高潮浸水、津波、土砂災害）ハザードマップ等を通じて、各地域における被害想定や危険度等について情報提供し、区民の災害に対する意識啓発を図る。

【関係行政機関等との連携体制の整備】

- 国や都、関係機関、近隣自治体、民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等と平時から情報共有を図り、各種災害対策を進めるとともに、連携体制の整備、強化を図る。

③情報通信

【行政情報基盤の防災機能の強化】

- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策や、防災拠点や避難所などにおける通信手段、停電対応型の情報端末用充電電源の整備を推進する。
- 通信インフラに係る関係機関等との連携体制の強化を図るとともに、多様な通信手段による通信網を確保する。
- 災害発生時の通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化するとともに、計画的な機器更新等により、安定した運用を維持する。

【災害情報の収集・発信体制の整備】

- 情報にアクセスしにくい高齢者、障害者、外国人なども含め、広く情報発信するため、多様な媒体を用いた災害関連情報の提供体制を整備する。
- 災害発生時において、被害状況や避難所の状況、地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する体制を整備する。
- 固定系やデジタル移動通信などの防災行政無線の整備・更新や地図情報による区内の被害情報等の収集・集約システムの導入等により、情報通信連絡手段の充実を図る。
- 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①防災

【区民への防災意識啓発】

- しながわ防災ハンドブックや区広報紙、ホームページなどの広報媒体を通じて、各家庭での災害に対する備えなどについて情報提供を行う。
- 災害時に区民が適切な行動が取れるよう、しながわ防災体験館やしながわ防災学校における学習機会の提供、各種防災訓練等を通じて防災に関する意識の高揚と知識の普及を図る。
- 各種（浸水、多摩川洪水、高潮浸水、津波、土砂災害）ハザードマップ等を通じて、各地域における被害想定や危険度等について情報提供し、区民の災害に対する意識啓発を図る。

②健康・医療・福祉

【要配慮者避難対策の推進】

- 品川区要配慮者支援全体計画をもとに、要配慮者の特性に応じた支援体制の確立を図る。
- 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者名簿の登録や安全確保のため個別計画書の作成を推進する。

③情報通信

【行政情報基盤の防災機能の強化】

- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策や、防災拠点や避難所などにおける通信手段、停電対応型の情報端末用充電電源の整備を推進する。
- 通信インフラに係る関係機関等との連携体制の強化を図るとともに、多様な通信手段による通信網を確保する。
- 災害発生時の通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化するとともに、計画的な機器更新等により、安定した運用を維持する。

【災害情報の収集・発信体制の整備】

- 情報にアクセスしにくい高齢者、障害者、外国人なども含め、広く情報発信するため、多様な媒体を用いた災害関連情報の提供体制を整備する。
- 災害発生時において、被害状況や避難所の状況、地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する体制を整備する。
- 固定系やデジタル移動通信などの防災行政無線の整備・更新や地図情報による区内の被害情報等の収集・集約システムの導入等により、情報通信連絡手段の充実を図る。
- 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る。

⑦都市・交通

【河川・運河の整備】

- 事業主体である都と連携・調整し、河川や運河の整備を推進する。

【流域対策の推進】

- 道路への雨水浸透ますの設置を進めるとともに、公共施設や大規模建築物に対して雨水浸透施設の設置指導を行うなど浸水への予防措置を図る。
- 浸水被害の軽減や水循環の保全・回復のため雨水利用タンク設置の促進を図る。
- 浸水被害を軽減するため、住宅や店舗等の出入口に防止板設置の促進を図る。

【下水道の防災対策の推進】

- 都市型水害等へ備え、都と連携して下水道施設整備を進める。
- 都と連携して、大規模な地震が発生した場合でも、下水道機能を確保するとともに、避難時の安全性やトイレ機能を確保するための対策を推進する。
- 都と連携して、帰宅困難者が滞留するターミナル駅や、災害復旧の拠点となる国、都、区の庁舎などの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する。

⑧地域連携

【防災区民組織への支援、人材の育成】

- 「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、防災区民組織に対する資器材整備の助成や訓練・研修の支援を実施し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る。
- 高齢者、障害者、外国人、女性、子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携強化を促進する。
- しながわ防災学校において、講義やワークショップを通じ、地域の防災リーダーとして自ら率先して行動できる人材を育成する。
- 消防機関と連携し、消防団への入団促進や教育訓練の実施により、地域の消防人材を確保・育成する。

1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生

①防災

【区民への防災意識啓発】

- しながわ防災ハンドブックや区広報紙、ホームページなどの広報媒体を通じて、各家庭での災害に対する備えなどについて情報提供を行う。
- 災害時に区民が適切な行動が取れるよう、しながわ防災体験館やしながわ防災学校における学習機会の提供、各種防災訓練等を通じて防災に関する意識の高揚と知識の普及を図る。
- 各種（浸水、多摩川洪水、高潮浸水、津波、土砂災害）ハザードマップ等を通じて、各地域における被害想定や危険度等について情報提供し、区民の災害に対する意識啓発を図る。

【関係行政機関等との連携体制の整備】

- 国や都、関係機関、近隣自治体、民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等と平時から情報共有を図り、各種災害対策を進めるとともに、連携体制の整備、強化を図る。

⑦都市・交通

【がけ・擁壁の安全対策の推進】

- 高さ2mを超えるがけ・擁壁を含む土地所有者ならびにこれらに接する建築物を所有または居住するものに対し、がけ・擁壁安全化アドバイザー等を派遣する。
- 急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域内または道路、公共施設に面する高さ2mを超えるがけ・擁壁を含む土地所有者に対し、がけ・擁壁改修工事費を助成し、安全化を推進する。

■事前に備えるべき目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①防災

【非常用物資の備蓄促進】

○防災拠点における公的備蓄およびその適正管理を進めるとともに、地域や家庭、事業所等における非常食や飲料水、生活必需品の備蓄、防災グッズの準備を促進する。

⑥環境・エネルギー

【エネルギーの調達、供給体制の整備】

○関係機関や事業者等との応援協定に基づき、設備の防災対策を進めるとともに、災害時のエネルギーの調達、供給体制の整備を進める。

【自立・分散型エネルギーシステムの導入支援】

○防災・避難拠点や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。

⑦都市・交通

【幹線道路の整備推進】

○国や都、関係機関等と連携し、都市基盤の骨格となる、都市計画道路等の幹線道路を計画的に整備し、維持管理する。

○橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検により、構造・交通の安全性に影響する損傷の早期発見と処置を行う予防保全型維持管理を推進する。

【生活道路の整備】

○狭あい道路は、建物の建て替え時等の機会を捉えて、細街路の拡幅整備を促進する。

○ICTやAIを活用して道路状況を定期的に把握するとともに、計画的かつ予防的な道路改修を推進する。

【緊急輸送体制の整備】

○災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした物流ネットワークを整備するとともに、代替ルートについての検討や輸送路の複線化を図るため陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワーク整備を推進する。

⑧地域連携

【災害時応援協定締結団体等との連携強化】

○応援協定を締結している団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図るとともに、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行う。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①防災

【区民への防災意識啓発】

- しながわ防災ハンドブックや区広報紙、ホームページなどの広報媒体を通じて、各家庭での災害に対する備えなどについて情報提供を行う。
- 災害時に区民が適切な行動が取れるよう、しながわ防災体験館やしながわ防災学校における学習機会の提供、各種防災訓練等を通じて防災に関する意識の高揚と知識の普及を図る。
- 各種（浸水、多摩川洪水、高潮浸水、津波、土砂災害）ハザードマップ等を通じて、各地域における被害想定や危険度等について情報提供し、区民の災害に対する意識啓発を図る。

【防災機能（消火栓等）の整備、備蓄倉庫における消防用具・生活用品の拡充】

- 防災拠点や地域における防災備蓄倉庫や消火器、消火栓、防火水槽、防災資器材等の整備および適正管理を推進する。
- 防災拠点などにおける自家発電装置や貯水タンク等の整備を行い、防災機能の強化を図る。
- 避難所における衛生環境や生活環境の改善を中心に備蓄物資・備蓄資器材の見直しを図る。

②健康・医療・福祉

【要配慮者避難対策の推進】

- 品川区要配慮者支援全体計画をもとに、要配慮者の特性に応じた支援体制の確立を図る。
- 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者名簿の登録や安全確保のため個別計画書の作成を推進する。

⑤教育・文化

【防災教育の充実】

- 児童、生徒および保護者の防災意識を高めるため、学校における防災教育を推進するとともに、地域と連携した防災訓練を推進する。

【生涯学習における防災学習の推進】

- 地域の情報拠点である図書館等において、防災に関する資料を幅広い世代の区民へ広く公開するなど、防災について学習する機会を提供する。

⑧地域連携

【防災区民組織への支援、人材の育成】

- 「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、防災区民組織に対する資器材整備の助成や訓練・研修の支援を実施し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る。
- 高齢者、障害者、外国人、女性、子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携強化を促進する。
- しながわ防災学校において、講義やワークショップを通じ、地域の防災リーダーとして自ら率先して行動できる人材を育成する。
- 消防機関と連携し、消防団への入団促進や教育訓練の実施により、地域の消防人材を確保・育成する。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

⑦都市・交通

【公共交通体系の機能強化】

- 交通渋滞等を解消するため、交通事業者や関係機関と連携して公共交通体系網を構築し、帰宅困難者の発生抑制や円滑な移動手段の確保を図る。
- 公共交通の施設や設備の防災機能を強化するため、耐震化等の防災対策を促進する。

⑧地域連携

【帰宅困難者対策の推進】

- 帰宅困難者の発生を抑制するため、事業所等における、従業員や施設利用者の施設内待機・帰宅抑制や備蓄等の対策を促進する。
- 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設を確保するとともに、駅周辺帰宅困難者対策協議会において地域の支援ルールを定め、訓練を実施することで、混乱防止体制の確立を図る等、事業者等との連携による対策を促進する。
- 徒歩帰宅者の円滑かつ安全な帰宅を支援するため、都の災害時帰宅支援ステーションの設置に協力するとともに、徒歩帰宅者支援のための備蓄品の確保や、地域と連携した徒歩帰宅者支援体制を構築する。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①防災

【関係行政機関等との連携体制の整備】

- 国や都、関係機関、近隣自治体、民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等と平時から情報共有を図り、各種災害対策を進めるとともに、連携体制の整備、強化を図る。

②健康・医療・福祉

【災害医療体制の整備】

- 発災時に医療救護活動を円滑に行うため、都や医療機関と連携し、情報収集・伝達や救急・救助体制の高度化、広域的な医療体制の強化を図る。
- 区内病院における災害対策(防災)マニュアル等の策定を促進するとともに、ライフラインの寸断に備え、医療機関における自家発電装置の整備、受水槽の耐震化を促進する。

⑥環境・エネルギー

【エネルギーの調達、供給体制の整備】

- 関係機関や事業者等との応援協定に基づき、設備の防災対策を進めるとともに、災害時のエネルギーの調達、供給体制の整備を進める。

⑦都市・交通

【幹線道路の整備推進】

- 国や都、関係機関等と連携し、都市基盤の骨格となる、都市計画道路等の幹線道路を計画的に整備し、維持管理する。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検により、構造・交通の安全性に影響する損傷の早期発見と処置を行う予防保全型維持管理を推進する。

【生活道路の整備】

- 狭あい道路は、建物の建て替え時等の機会を捉えて、細街路の拡幅整備を促進する。
- ICTやAIを活用して道路状況を定期的に把握するとともに、計画的かつ予防的な道路改修を推進する。

【緊急輸送体制の整備】

- 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした物流ネットワークを整備するとともに、代替ルートについての検討や輸送路の複線化を図るため陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワーク整備を推進する。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

②健康・医療・福祉

【感染症対策の推進】

- 被災地における新型コロナウイルス等の感染症の発生・まん延を防ぐため、国や都と連携し、医療機関の確保、防疫活動、感染症予防に関する啓発や指導などの保健活動を実施する。
- 感染症が流行している状況においては、避難所等での感染症拡大防止のため、可能な限りの密閉・密集・密接の回避、マスクや消毒液等の備蓄と使用徹底を図る。
- 在宅避難の推進やより多くの避難先の確保を図る。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

②健康・医療・福祉

【要配慮者避難対策の推進】

- 品川区要配慮者支援全体計画をもとに、要配慮者の特性に応じた支援体制の確立を図る。
- 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者名簿の登録や安全確保のため個別計画書の作成を推進する。

【感染症対策の推進】

- 被災地における新型コロナウイルス等の感染症の発生・まん延を防ぐため、国や都と連携し、医療機関の確保、防疫活動、感染症予防に関する啓発や指導などの保健活動を実施する。
- 感染症が流行している状況においては、避難所等での感染症拡大防止のため、可能な限りの密閉・密集・密接の回避、マスクや消毒液等の備蓄と使用徹底を図る。
- 在宅避難の推進やより多くの避難先の確保を図る。

【社会福祉施設等の整備・機能強化】

- 要配慮者が日常的に利用する福祉施設を福祉避難所として活用できるよう、施設の改修整備等を促進するとともに、備蓄品や関係機関との連絡体制の整備などによる防災機能の強化を図る。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や計画に基づく訓練を推進する。
- 指定避難所及び福祉避難所における要配慮者の受入れ体制の整備や新たな福祉避難所の指定を図る。

【バリアフリー化の推進】

- 要配慮者の円滑な避難や避難生活を確保するため、指定避難所等の施設におけるバリアフリー化を促進する。

【福祉サービスの充実】

- 平常時から保健、医療、福祉の関係機関で情報を共有するなど連携を強化し、介護福祉サービスや障害福祉サービス、保育サービス等の体制の充実を図る。
- 関係機関の連携のもと、要配慮者が避難生活の中で心身の状態が悪化する事態を防ぎ、避難生活終了後も日常生活に円滑に移行できる体制を整備する。

【子育て支援の充実】

- 平常時から、しながわネウボラネットワークなどの妊娠期から子育て期の段階に応じた相談等により、子育て支援を推進する。
- 児童センターやすまいるスクール、子ども家庭支援センターなどを活用し、子育て家庭への支援や相談を行うとともに、地域の子育て支援人材の育成を図る。
- 多様なニーズに柔軟に対応できるよう、各種保育サービスを展開するとともに、認可保育園等の整備を進める。

⑤教育・文化

【男女共同参画による防災体制の確立】

- 防災に関する区の政策・方針決定過程における女性の参画を促進する。
- 避難所運営会議等において、男女双方からの視点に基づき、男女のニーズの違い等に配慮した防災対策やレイアウトの検討などを推進する。

⑦都市・交通

【上水道の防災対策の推進】

- 都水道局と連携・協力し、各施設の応急対策や区民等への対応等を迅速に実施する。

⑧地域連携

【区民避難所運営の支援強化】

- 避難所での区職員や避難所運営会議等関係者の連携、多様な視点をふまえた避難所運営マニュアルの具体化や訓練等により、避難所の運営に関する体制の充実を図る。

○在宅避難者や車中泊等、避難所以外で生活を継続する避難者への支援体制を整備する。

■事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

①防災

【防犯活動の推進】

- 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から品川区セーフティアップ運動などにより区民の防犯意識の向上を図る。
- 自主的な防犯活動への支援や町会・自治会、商店街における防犯カメラの設置など防犯設備の整備を促進し、住民、警察、行政が連携した地域の防犯体制の強化を図る。

3-2 区の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①防災

【区の業務継続に必要な体制の整備】

- 業務継続体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、定期的な教育、職員研修等を推進する。
- 職員防災訓練や風水害初動活動体制訓練等の実践的な訓練により、職員の災害対応力の向上を図る。
- BCPに基づき、災害発生時においても優先して実施する必要がある非常時優先業務を行う体制を整備する。

【防災・避難拠点などの整備】

- 各地域での昼間・夜間人口の状況などをふまえ、避難場所の整備を進めるとともに、新たな防災・避難拠点の指定や整備を進める。
- 庁舎、学校等公共施設における防災設備や災害対応マニュアル等の整備を進めるとともに、防災訓練を通じて避難誘導體制を構築するなど、災害対応力の向上を図る。

②健康・医療・福祉

【福祉サービスの充実】

- 平常時から保健、医療、福祉の関係機関で情報を共有するなど連携を強化し、介護福祉サービスや障害福祉サービス、保育サービス等の体制の充実を図る。
- 関係機関の連携のもと、要配慮者が避難生活の中で心身の状態が悪化する事態を防ぎ、避難生活終了後も日常生活に円滑に移行できる体制を整備する。

⑨施設管理

【公共施設等計画の推進】

- 公共施設等総合計画に基づき、公共施設の計画的な維持管理・修繕・更新等を実施するとともに、日常的・定期的な点検や診断等による適切な維持管理を図る。

■事前に備えるべき目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

③情報通信

【行政情報基盤の防災機能の強化】

- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策や、防災拠点や避難所などにおける通信手段、停電対応型の情報端末用充電電源の整備を推進する。
- 通信インフラに係る関係機関等との連携体制の強化を図るとともに、多様な通信手段による通信網を確保する。
- 災害発生時の通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化するとともに、計画的な機器更新等により、安定した運用を維持する。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

③情報通信

【行政情報基盤の防災機能の強化】

- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策や、防災拠点や避難所などにおける通信手段、停電対応型の情報端末用充電電源の整備を推進する。
- 通信インフラに係る関係機関等との連携体制の強化を図るとともに、多様な通信手段による通信網を確保する。
- 災害発生時の通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化するとともに、計画的な機器更新等により、安定した運用を維持する。

【災害情報の収集・発信体制の整備】

- 情報にアクセスしにくい高齢者、障害者、外国人なども含め、広く情報発信するため、多様な媒体を用いた災害関連情報の提供体制を整備する。
- 災害発生時において、被害状況や避難所の状況、地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する体制を整備する。
- 固定系やデジタル移動通信などの防災行政無線の整備・更新や地図情報による区内の被害情報等の収集・集約システムの導入等により、情報通信連絡手段の充実を図る。
- 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

③情報通信

【災害情報の収集・発信体制の整備】

- 情報にアクセスしにくい高齢者、障害者、外国人なども含め、広く情報発信するため、多様な媒体を用いた災害関連情報の提供体制を整備する。
- 災害発生時において、被害状況や避難所の状況、地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する体制を整備する。
- 固定系やデジタル移動通信などの防災行政無線の整備・更新や地図情報による区内の被害情報等の収集・集約システムの導入等により、情報通信連絡手段の充実を図る。
- 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る。

■事前に備えるべき目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の低下

④経済・産業

【事業者の事業継続計画（BCP）策定支援】

- 事業所の自主的な防災対策の促進のため、事業所向け防災ハンドブック等により情報提供を行うほか、従業員の安全を確保するための企業施設の耐震化や家具・設備等の転倒防止、従業員の施設内待機計画の策定、水・食料等の備蓄促進を図る。
- 緊急時の対応力の強化のため、企業の事業継続計画（BCP）の策定・運用、テレワーク導入などの働き方改革を支援する。

⑦都市・交通

【幹線道路の整備推進】

- 国や都、関係機関等と連携し、都市基盤の骨格となる、都市計画道路等の幹線道路を計画的に整備し、維持管理する。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検により、構造・交通の安全性に影響する損傷の早期発見と処置を行う予防保全型維持管理を推進する。

【生活道路の整備】

- 狭あい道路は、建物の建て替え時等の機会を捉えて、細街路の拡幅整備を促進する。
- ICTやAIを活用して道路状況を定期的に把握するとともに、計画的かつ予防的な道路改修を推進する。

【緊急輸送体制の整備】

- 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした物流ネットワークを整備するとともに、代替ルートについての検討や輸送路の複線化を図るため陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワーク整備を推進する。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

⑥環境・エネルギー

【エネルギーの調達、供給体制の整備】

○関係機関や事業者等との応援協定に基づき、設備の防災対策を進めるとともに、災害時のエネルギーの調達、供給体制の整備を進める。

【自立・分散型エネルギーシステムの導入支援】

○防災・避難拠点や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

④経済・産業

【企業の基盤強化の促進】

○災害時の被害軽減に備え、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強を支援し、企業の基盤強化を促進する。

【港湾地域における防災対策の推進】

○国や都、関係機関等と連携し、港湾地域の2つの火力発電所や大井埠頭、品川埠頭といった重要な施設の災害対策を推進する。

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

⑦都市・交通

【幹線道路の整備推進】

○国や都、関係機関等と連携し、都市基盤の骨格となる、都市計画道路等の幹線道路を計画的に整備し、維持管理する。

○橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検により、構造・交通の安全性に影響する損傷の早期発見と処置を行う予防保全型維持管理を推進する。

【生活道路の整備】

○狭あい道路は、建物の建て替え時等の機会を捉えて、細街路の拡幅整備を促進する。

○ICTやAIを活用して道路状況を定期的に把握するとともに、計画的かつ予防的な道路改修を推進する。

【緊急輸送体制の整備】

○災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした物流ネットワークを整備するとともに、代替ルートについての検討や輸送路の複線化を図るため陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワーク整備を推進する。

【公共交通体系の機能強化】

- 交通渋滞等を解消するため、交通事業者や関係機関と連携して公共交通体系網を構築し、帰宅困難者の発生抑制や円滑な移動手段の確保を図る。
- 公共交通の施設や設備の防災機能を強化するため、耐震化等の防災対策を促進する。

5-5 食料等の安定供給の停滞

①防災

【非常用物資の備蓄促進】

- 防災拠点における公的備蓄およびその適正管理を進めるとともに、地域や家庭、事業所等における非常食や飲料水、生活必需品の備蓄、防災グッズの準備を促進する。

⑦都市・交通

【緊急輸送体制の整備】

- 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした物流ネットワークを整備するとともに、代替ルートについての検討や輸送路の複線化を図るため陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワーク整備を推進する。

■事前に備えるべき目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

④経済・産業

【事業者の事業継続計画（BCP）策定支援】

- 事業所の自主的な防災対策の促進のため、事業所向け防災ハンドブック等により情報提供を行うほか、従業員の安全を確保するための企業施設の耐震化や家具・設備等の転倒防止、従業員の施設内待機計画の策定、水・食料等の備蓄促進を図る。
- 緊急時の対応力の強化のため、企業の事業継続計画（BCP）の策定・運用、テレワーク導入などの働き方改革を支援する。

⑥環境・エネルギー

【エネルギーの調達、供給体制の整備】

- 関係機関や事業者等との応援協定に基づき、設備の防災対策を進めるとともに、災害時のエネルギーの調達、供給体制の整備を進める。

【自立・分散型エネルギーシステムの導入支援】

- 防災・避難拠点や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

⑦都市・交通

【上水道の防災対策の推進】

○都水道局と連携・協力し、各施設の応急対策や区民等への対応等を迅速に実施する。

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

⑦都市・交通

【下水道の防災対策の推進】

○都市型水害等へ備え、都と連携して下水道施設整備を進める。

○都と連携して、大規模な地震が発生した場合でも、下水道機能を確保するとともに、避難時の安全性やトイレ機能を確保するための対策を推進する。

○都と連携して、帰宅困難者が滞留するターミナル駅や、災害復旧の拠点となる国、都、区の庁舎などの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する。

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

⑦都市・交通

【無電柱化の推進】

○電柱等の倒壊による被害拡大を防止するため、品川区無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路などにおける無電柱化を計画的に推進する。

【幹線道路の整備推進】

○国や都、関係機関等と連携し、都市基盤の骨格となる、都市計画道路等の幹線道路を計画的に整備し、維持管理する。

○橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検により、構造・交通の安全性に影響する損傷の早期発見と処置を行う予防保全型維持管理を推進する。

【生活道路の整備】

○狭あい道路は、建物の建て替え時等の機会を捉えて、細街路の拡幅整備を促進する。

○ICTやAIを活用して道路状況を定期的に把握するとともに、計画的かつ予防的な道路改修を推進する。

【道路啓開体制の整備】

○関係機関と連携し、災害発生後の道路交通情報を的確に把握して情報発信するとともに、装備資器材の整備や重機の確保等を行う。

【公共交通体系の機能強化】

○交通渋滞等を解消するため、交通事業者や関係機関と連携して公共交通体系網を構築し、帰宅困難者の発生抑制や円滑な移動手段の確保を図る。

○公共交通の施設や設備の防災機能を強化するため、耐震化等の防災対策を促進する。

【地籍調査の実施】

○災害時の早急な道路復旧のため、地籍調査を実施し、道路と民地の境界を明確化する。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

③情報通信

【災害情報の収集・発信体制の整備】

○情報にアクセスしにくい高齢者、障害者、外国人なども含め、広く情報発信するため、多様な媒体を用いた災害関連情報の提供体制を整備する。

○災害発生時において、被害状況や避難所の状況、地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する体制を整備する。

○固定系やデジタル移動通信などの防災行政無線の整備・更新や地図情報による区内の被害情報等の収集・集約システムの導入等により、情報通信連絡手段の充実を図る。

○災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る。

⑦都市・交通

【河川・運河の整備】

○事業主体である都と連携・調整し、河川や運河の整備を推進する。

【流域対策の推進】

○道路への雨水浸透ますの設置を進めるとともに、公共施設や大規模建築物に対して雨水浸透施設の設置指導を行うなど浸水への予防措置を図る。

○浸水被害の軽減や水循環の保全・回復のため雨水利用タンク設置の促進を図る。

○浸水被害を軽減するため、住宅や店舗等の出入口に防止板設置の促進を図る。

【下水道の防災対策の推進】

○都市型水害等へ備え、都と連携して下水道施設整備を進める。

○都と連携して、大規模な地震が発生した場合でも、下水道機能を確保するとともに、避難時の安全性やトイレ機能を確保するための対策を推進する。

○都と連携して、帰宅困難者が滞留するターミナル駅や、災害復旧の拠点となる国、都、区の庁舎などの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する。

■事前に備えるべき目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

①防災

【防災機能（消火栓等）の整備、備蓄倉庫における消防用具・生活用品の拡充】

- 防災拠点や地域における防災備蓄倉庫や消火器、消火栓、防火水槽、防災資器材等の整備および適正管理を推進する。
- 防災拠点などにおける自家発電装置や貯水タンク等の整備を行い、防災機能の強化を図る。
- 避難所における衛生環境や生活環境の改善を中心に備蓄物資・備蓄資器材の見直しを図る。

⑦都市・交通

【木造住宅密集地域における老朽建物の除却】

- 地震発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、木造住宅密集地域における老朽建物の除却・建替えによる不燃化および共同化を計画的に促進する。また、公園および防災生活道路整備を促進する。

【広域避難場所周辺および特定整備路線沿線における不燃化の促進】

- 広域避難場所および避難路のより一層の安全性確保を目指し、災害時の市街地大火を防ぐ延焼遮断機能の形成を図る。

【地区防災道路・避難道路の整備】

- 地震等の災害に強い都市づくりを推進するため、広域避難場所の入口整備、避難道路の拡幅整備、防災活動の拠点となる広場の整備など、公共施設の整備を進め、安全で住みよい防災生活圏の形成を図る。

【空き家対策の推進】

- 災害時の倒壊・火災を防止するため、品川区空き家等対策計画に基づき、不適正管理状態の空き家所有者に対して適正管理を促進する。

【公園・緑地の整備】

- まちづくりに関する各種事業・制度や開発環境指導要綱、密集住宅市街地整備促進事業などにより、公園・緑地の計画的な配置・整備・改修を行い、火災発生時の避難環境の確保や延焼防止効果の向上を図る。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

④経済・産業

【企業の基盤強化の促進】

- 災害時の被害軽減に備え、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強を支援し、企業の基盤強化を促進する。

【港湾地域における防災対策の推進】

- 国や都、関係機関等と連携し、港湾地域の2つの火力発電所や大井埠頭、品川埠頭といった重要な施設の災害対策を推進する。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

⑦都市・交通

【建物の不燃化・耐震化の促進】

○品川区耐震改修促進計画に基づき、住宅や多くの人が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物、防災上重要な施設等の耐震化や適切な維持管理を促進する。

【コンクリートブロック塀等の安全対策の推進】

○避難路に面する高さ 80cm以上のブロック塀等の撤去や改修による避難路の確保や避難場所の整備等を進める。

【計画的な土地利用・各種整備事業の推進】

○災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、密集住宅市街地整備促進事業、密集市街地総合防災事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。

○まちづくりマスタープラン等の各種計画に基づく整備・開発を通じ、適正な土地利用や防災力の向上を図る。

○魅力的で活力のある都市空間を形成するため、大崎駅・五反田駅周辺や大井町駅周辺地区の整備、広町地区の整備・開発、天王洲・品川駅南地区の整備を促進する。

○身近で住みよい生活圏を形成するため、武蔵小山駅周辺地区や戸越公園駅周辺地区の整備を促進する。

○回遊したくなるまちづくりの推進や安全・安心なネットワークを確保するため、立会川・勝島地区の整備を促進する。

【無電柱化の推進】

○電柱等の倒壊による被害拡大を防止するため、品川区無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路などにおける無電柱化を計画的に推進する。

【道路啓開体制の整備】

○関係機関と連携し、災害発生後の道路交通情報を的確に把握して情報発信するとともに、装備資器材の整備や重機の確保等を行う。

7-4 防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

③情報通信

【災害情報の収集・発信体制の整備】

○情報にアクセスしにくい高齢者、障害者、外国人なども含め、広く情報発信するため、多様な媒体を用いた災害関連情報の提供体制を整備する。

○災害発生時において、被害状況や避難所の状況、地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する体制を整備する。

○固定系やデジタル移動通信などの防災行政無線の整備・更新や地図情報による区内の被害情報等の収集・集約システムの導入等により、情報通信連絡手段の充実を図る。

- 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る。

⑦都市・交通

【河川・運河の整備】

- 事業主体である都と連携・調整し、河川や運河の整備を推進する。

【流域対策の推進】

- 道路への雨水浸透ますの設置を進めるとともに、公共施設や大規模建築物に対して雨水浸透施設の設置指導を行うなど浸水への予防措置を図る。
- 浸水被害の軽減や水循環の保全・回復のため雨水利用タンク設置の促進を図る。
- 浸水被害を軽減するため、住宅や店舗等の出入口に防止板設置の促進を図る。

【下水道の防災対策の推進】

- 都市型水害等へ備え、都と連携して下水道施設整備を進める。
- 都と連携して、大規模な地震が発生した場合でも、下水道機能を確保するとともに、避難時の安全性やトイレ機能を確保するための対策を推進する。
- 都と連携して、帰宅困難者が滞留するターミナル駅や、災害復旧の拠点となる国、都、区の庁舎などの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

③情報通信

【災害情報の収集・発信体制の整備】

- 情報にアクセスしにくい高齢者、障害者、外国人なども含め、広く情報発信するため、多様な媒体を用いた災害関連情報の提供体制を整備する。
- 災害発生時において、被害状況や避難所の状況、地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する体制を整備する。
- 固定系やデジタル移動通信などの防災行政無線の整備・更新や地図情報による区内の被害情報等の収集・集約システムの導入等により、情報通信連絡手段の充実を図る。
- 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る。

⑥環境・エネルギー

【有害物質等対策の推進】

- 公害関係法令の適用を受ける工場等からの災害発生時における有害物質等の大規模流失・拡散等を未然に防止するため、有害物質等を排出するおそれのある工場等への立入調査や指導を行う。
- 毒物劇物取扱施設への立入検査や、化学物質の流失の未然防止や対応について事業者への指導等を行う。

■事前に備えるべき目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

⑥環境・エネルギー

【災害廃棄物処理体制の整備】

- 災害廃棄物の収集・運搬・処分を迅速かつ円滑に実施するため、都や区部と連携し、災害廃棄物の処理に係る計画およびマニュアル作成や体制整備を図る。
- 一時的にがれき等を集める集積所（地区集積所および一次仮置場）の候補地を検討する。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

⑧地域連携

【防災区民組織への支援、人材の育成】

- 「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、防災区民組織に対する資器材整備の助成や訓練・研修の支援を実施し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る。
- 高齢者、障害者、外国人、女性、子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携強化を促進する。
- しながわ防災学校において、講義やワークショップを通じ、地域の防災リーダーとして自ら率先して行動できる人材を育成する。
- 消防機関と連携し、消防団への入団促進や教育訓練の実施により、地域の消防人材を確保・育成する。

【災害時応援協定締結団体等との連携強化】

- 応援協定を締結している団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図るとともに、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行う。

【人的支援受け入れ体制の整備】

- 国や都、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊や災害ボランティアを円滑に受け入れるための、受け入れ体制を整備する。

【協働・コミュニティ活動の推進】

- 地域での助け合いを促進するため、区民、町会・自治会、NPO法人等多様な主体が連携して展開する地域コミュニティ活動を支援するとともに、活動拠点の機能の充実・活用を図る。
- 年齢、性別、国籍など様々な属性にかかわらず、多様な人たちが地域活動やボランティア活動に参加できる仕組みづくりを進める。

8-3 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

⑦都市・交通

【河川・運河の整備】

○事業主体である都と連携・調整し、河川や運河の整備を推進する。

【流域対策の推進】

○道路への雨水浸透ますの設置を進めるとともに、公共施設や大規模建築物に対して雨水浸透施設の設置指導を行うなど浸水への予防措置を図る。

○浸水被害の軽減や水循環の保全・回復のため雨水利用タンク設置の促進を図る。

○浸水被害を軽減するため、住宅や店舗等の出入口に防止板設置の促進を図る。

【下水道の防災対策の推進】

○都市型水害等へ備え、都と連携して下水道施設整備を進める。

○都と連携して、大規模な地震が発生した場合でも、下水道機能を確保するとともに、避難時の安全性やトイレ機能を確保するための対策を推進する。

○都と連携して、帰宅困難者が滞留するターミナル駅や、災害復旧の拠点となる国、都、区の庁舎などの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

⑤教育・文化

【文化財の保護】

○文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、文化財の所有者・管理者による防災訓練の実施や消防用・防災用設備の点検・整備等の普及・啓発を図る。

○災害時における被害状況の収集のため、有形無形文化財の調査・記録を推進する。

⑧地域連携

【協働・コミュニティ活動の推進】

○地域での助け合いを促進するため、区民、町会・自治会、NPO法人等多様な主体が連携して展開する地域コミュニティ活動を支援するとともに、活動拠点の機能の充実・活用を図る。

○年齢、性別、国籍など様々な属性にかかわらず、多様な人たちが地域活動やボランティア活動に参加できる仕組みづくりを進める。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

①防災

【被災者の生活再建支援】

○国や都、関係機関と連携し、被災者の生活再建を支援する体制や被害家屋の効率的な調査や罹災証明書の迅速な交付に必要な体制などを整備する。

○災害発生時における被災者の住まいを確保するため、応急仮設住宅を迅速に供給するにあたっての設置候補場所の調査や区営住宅等の空住戸の有無に関する情報等を整理、確認する。

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

③情報通信

【災害情報の収集・発信体制の整備】

- 情報にアクセスしにくい高齢者、障害者、外国人なども含め、広く情報発信するため、多様な媒体を用いた災害関連情報の提供体制を整備する。
- 災害発生時において、被害状況や避難所の状況、地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する体制を整備する。
- 固定系やデジタル移動通信などの防災行政無線の整備・更新や地図情報による区内の被害情報等の収集・集約システムの導入等により、情報通信連絡手段の充実を図る。
- 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る。

④経済・産業

【事業者の事業継続計画（BCP）策定支援】

- 事業所の自主的な防災対策の促進のため、事業所向け防災ハンドブック等により情報提供を行うほか、従業員の安全を確保するための企業施設の耐震化や家具・設備等の転倒防止、従業員の施設内待機計画の策定、水・食料等の備蓄促進を図る。
- 緊急時の対応力の強化のため、企業の事業継続計画（BCP）の策定・運用、テレワーク導入などの働き方改革を支援する。

【企業の基盤強化の促進】

- 災害時の被害軽減に備え、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強を支援し、企業の基盤強化を促進する。

5.2 対応方策の重点化

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本区の地域強靱化を進めるためには、対応方策の重点化をしながら、取り組みを進める必要があります。

国の計画を参考とし、本計画における 37 のリスクシナリオに対応する施策群（プログラム）を対象に、区民の生命等に関わるなど、影響の大きさ・緊急性の高さや区の持続的な発展への寄与などから、14 の重点化すべき施策群（重点プログラム）を設定しました。

これらの重点プログラムにより回避すべきリスクシナリオは以下のとおりです。

重点プログラムにより回避すべきリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の低下
5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
5-5	食料等の安定供給の停滞
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生

6. 計画の推進と進捗管理

6.1 推進体制

本計画は本区の地域強靱化に関する施策を推進するための指針となるものであり、品川区長期基本計画や個別計画等と整合を図りながら、各施策を計画的に推進します。

本計画の推進にあたっては、本区の各部局間の連携はもとより、国、都、近隣自治体、防災関係機関、区民、民間企業等の多様な主体と相互に連携を図ることが重要です。計画の実効性を高めるため、多様な主体と各種情報や取り組み等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとします。

6.2 進捗管理

本計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、KPI※等を中心に進捗状況を把握しながら、PDCAサイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図ります。

具体的には、各種事業を実施し、施策の進捗状況についてKPI等を用いて確認し、評価します。そして、その評価を踏まえ、施策や事業の見直し、改善策の立案を行います。また、本区を取り巻く環境や社会状況の変化等により、必要に応じて本計画の見直しについても検討します。

※KPIとは、Key Performance Indicatorの略で、組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味する。

